

FILE

日本における規制緩和、行政改革
及び競争政策に関する
日本政府に対する米国政府の要望書

1996年11月15日

SUBMISSION BY THE GOVERNMENT
OF THE UNITED STATES
TO THE GOVERNMENT OF JAPAN
REGARDING DEREGULATION,
ADMINISTRATIVE REFORM
AND COMPETITION POLICY IN JAPAN

November 15, 1996

U.S. EMBASSY REFERENCE SERVICE

※この報告書の日本語訳は、仮訳で、政府公式文書ではありません。

日本における規制緩和、行政改革及び競争政策に関する
日本政府に対する米国政府の要望書

1996年11月15日

米国政府は、日米包括経済協議に関する共同声明に盛り込まれた「規制緩和・競争政策作業グループ」との関連で、日本の規制緩和、行政改革、および競争政策についての具体的な要望書を、日本政府に提出できることを喜ばしく思う。

本要望書は、日本政府が現在、1995年3月31日に発表した規制緩和推進5カ年計画（推進計画）の、2度目で最後の年次見直し作業中であること、また内外の関係者の意見にも配慮していることを承知して、作成されたものである。米国政府は、日本政府が1995年4月13日に、推進計画の3年以内実施方針を発表したことも承知している。

本要望書は、1994年11月15日に日本政府に提出した最初の要望リスト、1995年4月21日に提出した日本の規制緩和推進計画に対するコメント、そして1995年11月21日に提出した改訂版の要望リストをもとに、米国政府の提言の広範なリストとして作成されたものである。規制緩和、行政改革、競争政策に関する、1994年および1995年の米国政府の要望内容の多くは、引き続き効力を持つ。本要望書は、日本の規制緩和、行政改革、競争政策に関し、米国政府の懸念や関心事項を網羅したものではない。経済・行政システムの規制緩和と自由化は継続的なプロセスであるため、米国は今後も折に触れ追加的な提言や要望を日本政府に提出することがあり得る。

米国政府は、包括経済協議に基づく規制緩和・競争政策作業グループ、およびその他の協議の場を通じて、規制緩和、行政改革、競争政策、推進計画の見直しについて、日本政府と建設的な対話を行うことを期待している。

内 容 一 覧

I. 基本原則

- A. 広範かつ継続的な見直し
- B. 原則自由、例外規制
- C. 透明性と説明責任の強化
- D. 政府権限の委譲の禁止
- E. 負担とならない地方自治体の規制
- F. サンセット条項（時限規定）の導入
- G. 市場メカニズムの奨励

II. 規制緩和手続

III. 具体的な規制緩和の提案

- A. 農業
 - 1. 植物検疫制限
 - 2. 食品添加物／製品基準
 - 3. 飼料穀物
 - 4. 競走馬
- B. 自動車
 - 1. 自動車整備事業
- C. 流通及び輸入手続
 - 1. 輸入手続
 - 2. 基準・認証
 - 3. 流通・卸売
 - 4. 小売流通
 - 5. 酒類の流通
 - 6. 景品・販売促進
- D. エネルギー製品及び供給
 - 1. 電気用品
 - 2. 発電、送電及び配電
 - 3. 石油及び関連製品及び天然ガス
- E. 金融サービス
 - 1. 資産運用
 - 2. 証券市場
 - 3. クロスボーダー資本取引

- 4. 開示・会計慣行
- F. 住宅及び建設
 - 1. 製品認可／認証
 - 2. 建築・製品基準
 - 3. 共通仕様書
 - 4. 製品検査
 - 5. Tマーク規則
 - 6. 要求と規則
 - 7. 建設業の許可
 - 8. 研究会
 - 9. 就労ビザ
 - 10. 建設関連契約の調達手続
- G. 保険
 - 1. 主要分野の規制緩和
 - 2. 競争の促進
 - 3. 政府系企業
- H. 投資
 - 1. 対内直接投資
 - 2. 土地及び施設の取得可能性
 - 3. 雇用政策
 - 4. 合併・買収 (M&A)
- I. 法的サービス
 - 1. 外国弁護士に関する制限の見直し
 - 2. 日本弁護士の総数の増員
- J. 医療・医薬品
 - 1. 体外診断薬 (IVDs)
 - 2. 医療用具
 - 3. 保険償還プロセス
 - 4. 品目承認
 - 5. 栄養補給剤
 - 6. 医薬品
- K. 自動二輪車
 - 1. 運転免許
 - 2. 高速道路走行
- L. 電気通信
 - 1. 相互接続

2. 郵政省規則
3. ケーブルTV
4. 衛星デジタル放送

M. 運輸

1. トラック輸送
2. 運送業者
3. 海運（港湾サービス）

N. その他

IV. 行政に関する法律、規制及び慣行の改革

A. 情報公開

1. 情報公開法
2. 政府情報への平等なアクセス
3. 十分な透明性

B. 規則制定手続その他の行政手続

1. 規則制定手続
2. 行政手続法（APL）
3. 行政指導
4. 文書業務及びその他の行政負担の軽減

C. 審議会及び研究会

1. メンバー構成
2. 外国及び非政府組織（NGO）の参加
3. 政府からの独立性
4. 一般公開
5. その他の諮問委員会
6. 政府全体への適用
7. 実施状況に関する年次報告書

D. 政府と民間の関係

1. 事業者団体
2. 天下り及びその他の官民関係

E. 行政処分の見直し

1. 行政不服申立についての研究
2. 裁判外紛争処理（ADR）
3. OTO

F. 私人間の貿易紛争の解決

1. 政府の役割
2. 私人間の際紛争の仲裁
3. 法制度

V. 競争政策

- A. 公正取引委員会の審査権限及び執行権限
 1. 公取委の職員数の増加
 2. 公取委の執行権限
- B. 独占禁止政策の強化
 1. 刑事罰執行の強化
 2. 個人に対する公取委の執行の強化
 3. 流通制度・事業慣行の分野における執行の取組み強化
 4. 反競争的市場状態・構造に対する公取委の措置の強化
- C. 事業者団体による反競争的慣行の防止
 1. 事業者団体による反競争的活動の防止に向けた政府措置
 2. 金融サービス部門における事業者団体の慣行の見直し
- D. 行政指導に関する公取委と各省庁との事前調整の強化
- E. 独禁法適用除外及び同様の効果を持つ措置
 1. 独禁法適用除外制度の見直し
 2. 特定の法律に基づく適用除外制度の見直しの早期化
 3. 独禁法及び景品表示法の適用除外の見直し
 4. 事業改革法の独禁法との整合性確保
- F. 不必要な公取委規制
 1. 国際契約の届出義務の廃止
 2. 合併・買収の届出前申請義務の合理化
 3. 持株会社の解禁
 4. 景品等販売促進に対する制限緩和
- G. 談合排除のための取組みの強化
 1. 入札談合に対する法律上の予防制度の強化
 2. 談合に対する行政的制裁の強化
- H. 独占禁止法違反者に対する私的予防制度
 1. 公取委の課徴金納付命令を根拠とする損害賠償請求訴訟の許可
 2. 独禁法違反の損害賠償請求訴訟における差止命令の許可
 3. 事業者団体の損害賠償責任
 4. 独禁法違反の損害賠償請求訴訟の提訴手数料の減額
 5. 独禁法違反行為者に対する損害賠償における被害者の立証責任の軽減

I. 基本原則

米国政府は、1994年11月15日および1995年11月21日の日本政府への要望書で述べた基本原則を再確認するものである。米国政府は、引き続き、日本における効果的な規制緩和が、競争を促進し、外国製品・サービス・投資の市場アクセスを拡大し、市場における効率向上、低価格、製品・サービスの選択の幅と入手可能性の増大を通じて日本の消費者・生産者・サービス提供者により大きな利益をもたらすことになると信じる。

推進計画には、以下の基本原則の一部の側面は盛り込まれているものの、米国政府は、日本政府がこれらの原則を完全に採用することによって、より一層本腰を入れて規制緩和に取り組むよう強く促すものである。

A. 広範かつ継続的な見直し

日本における規制は、公式・非公式を問わず、また社会的か経済的かを問わず、すべて見直されるべきである。こうした見直しは、日本経済を競争に開放する日本政府の努力の日常かつ重要な作業の一環として、継続的に実施されるべきである。

B. 原則自由、例外規制

規制の見直しにおいては、規制が、正当な目的を達成するのに必要とされる以上に広範ないし過重負担となっていないかを考慮すべきである。存続する規制は、健康、安全、環境の保護、国家安全保障、あるいはごまかし (deception) からの消費者保護といった、すでに認められた公共政策の利害と直接かつ密接に関係しているべきである。こうした限定基準を満たさない規制は、改正あるいは廃止されるべきである。

C. 透明性と説明責任の強化

規制は、透明性と無差別の原則に基づくべきであり、また規制を実施する官吏は、自らの行動を明確に説明する責任を持つべきである。公式・非公式を問わず、すべての規制は書面に明記され、一般に入手可能な形で交付されるべきである。規制の担当官庁と担当者は常に明らかにされるべきである。新規規制及び既存の規制の変更に際しては、事前に開示し、一般からの意見提出に十分な機会が提供されるべきである。

D. 政府権限の委譲の禁止

実際のあるいは事実上の規制権限を、政府系機関及び非政府系機関（非営利組織、特殊法人及び事業者団体を含む）に委譲することは、国会が承認した正式かつ透明な権限の委譲に基づかない場合には、厳しく禁止されるべきである。

E. 負担とならない地方自治体の規制

地方自治体は、適切な場合には、不必要で負担の重い規制を見直し、また排除するために、規制緩和推進計画と同種の措置を講じるよう奨励されるべきである。また、国レベルでの規制緩和の努力を、全体にせよ部分的にせよ、無力化したり阻害するような地方自治体による新たな規制の制定を禁止する指針を採用すべきである。

F. サンセット条項（時限規制）の導入

特定の規制の一定の有効期限を明記するサンセット条項は、適切な場合には、将来新たに発布される規制に含めるべきである。サンセット条項はまた、現行の規制の見直しの際に組み込まれるべきである。

G. 市場メカニズムの奨励

資源の最良かつ最適配分及び個々の企業の成否の決定は、積極的かつ効果的な独占禁止行政政策で補完された市場メカニズムによって導かれるべきである。競争を不当に制限する民間の慣行が、公式の規制を代替、補完することは許されるべきではない。

II. 規制緩和手続

米国政府は、規制緩和が状況の変化に対応できるものであるためには、規制緩和のプロセスは柔軟なものでなければならないと信ずる。そのために、米国政府は、1994年11月15日および1995年11月21日に提出した日本政府への要望書の中で、日本政府に対し、推進計画が民間部門の参加のメカニズム、一般からの意見の定期的な聴取、意見を提出する民間企業や個人を嫌がらせや報復から守る指示、及び規制緩和年次報告に関する規定を含めることを提言した。米国政府は本年も、この提言を改めて強調するものである。

米国政府は、規制緩和に対する日本政府のコミットメントを承知している。米国政府は、規制緩和、競争政策、および行政改革を支持する橋本首相の力強い発言に力づけられている。米国政府は、首相の改革ビジョンを実現するためには、現行の推進計画が終了する1997年以降も、提言の策定と実行に引き続きハイレベルの関心が払われていくことを保証するための恒久的な行政機構を確立することが必要であると信ずる。そのために、米国政府は、行政改革委員会（ARC）を総理府の常設組織に格上げすることを支持する。強化されたARCは、内閣の承認の下、規制緩和、競争政策、行政改革に関する省庁の対策実施を勧告・強制する権限を与えられるべきである。

加えて、意欲的な改革計画は、具体的な措置や改善策の確定的な実施期限を盛り込んだ実質的な変革をより重視したものでなければならず、一般的な意思表示、あいまいな実施期限、またこれまで講じられた「措置」の累計の単純な数値分析、といったことに重点を置くべきでない。進捗状況の測定は、開放された競争的な市場にとっての障壁をどこまで洗い出したか、また個々の改革措置がどの程度実施されたか、を厳しく分析し、目指すべき目標達成にそれらの措置がどの程度効果を上げているかを評価することによってのみ行われるべきである。

III. 具体的な規制緩和の提案

A. 農業

1. 植物検疫制限

日本では、非科学的な植物検疫政策によって、数多くの新鮮な農産物の輸入が制限されるか、過剰規制され続けている。特にこのような障壁は、新鮮な果実、野菜、その他の植物品目の輸入に大きな障害となっている。様々な具体的事例において進捗がみられたものの、日本政府は、WTO衛生植物に関する公約を守る上で更に組織的なアプローチを展開すべきであり、そのためにも以下の措置を実施すべきである。

- a. 事前通関手続における、現地で検査にあたる農林水産省派遣検査官によるお定まり（不必要）かつ過剰な要求の廃止及び派遣検査官数の削減
- b. 輸入検査で、全世界に分布または非検疫の害虫または微生物が検出された際に、積荷の拒絶、かつ（または）処理を要求する方針の廃止（このような処理に植物保護の根拠はなく、輸入品の質を破壊することが頻繁にある）
- c. 日本向け輸出用として既に認可済みの果実全品種に関する不必要かつ過剰な制限的試験手続の廃止（現在、リンゴ、チェリー、ネクタリンなどの果実についてはすべて各品種毎に、既に認可済み処理による害虫死亡率の試験が義務付けられており、日本の検査官による当該害虫の飼育および試験が場合によっては数年に及び、長期的な通関の遅れの原因となっている。同じ果実の場合、品種によって異なる反応を示すという証拠はない）

2. 食品添加物／製品基準

新規食品添加物に関する過剰な制限的認可プロセス及びアフラトキシンに関する継続的な試験は特に問題であり、日本政府は以下の措置を実施すべきである。

- a. ヒトが食して「一般的に安全と認識されている」食品添加物の「使用基準」の制限的適用の廃止（例えば食品によっては既に使用許可済みのソルビン酸カリウム、ソルビン酸、安息香酸、安息香酸ナトリウムなどの食品添加物について、ライト・マヨネーズやクリーミー・マスタードなどの製品でも使用を許可すべきである）
- b. 外国の製品基準に準拠しているとする米国製造業者による自己認証の受け入れ（特にピーナツバターやスパイスなど加工食品のアフラトキシンに関する試験結果）

3. 飼料穀物

日本政府によるコーン及びオオムギの輸入制度に関する部分的改革は有益であり、米国業界は感謝しているが、同制度において価格の透明性の欠如、高価な検査料金及び参加に際する新たな書類要求が米国産コーン及びオオムギの購入に大きな影響を与えている。これによって国内家畜生産業者の選択肢は制限され、競争性が低められている。日本政府は以下の措置を実施すべきである。

日本の家畜生産業者が輸入穀物及び配合飼料製品を選択できるように、点数制度を廃止し、生産業者の直接購入に関する書類要求を削減する。

4. 競争馬

米国は、日本が外国産馬の出走制限を更に自由化するよう要望している。日本政府は以下の措置を実施すべきである。

- a. 日本での競馬において外国産馬の出走を制限している残存規制を廃止
- b. 海外居住者への馬主登録の開放（現在、日本居住者のみが競争馬主として日本競馬協会に登録できる）

B. 自動車

1. 自動車整備事業

日米包括経済協議の下で交渉された1995年日米自動車合意は、この重要な分野の規制緩和に対する日本政府の主要な公約を示している。米国政府は、日本政府の公約を歓迎し、感謝する。同合意の重要な要素は、自動車整備事業の規制緩和もしくは「重要保安部品リスト」について取り上げていることである。日本の補修部品市場で相当販売が見込まれるのは緩衝器装置及びストラットの2種類にすぎないが、交渉の結果、日本政府は重要保安部品の定義から4種類の部品を除外することに合意している。これは、日本の補修部品市場を競争的な外国製品に開放し、日本の消費者にとって自動車修理のコストを下げる重要な鍵である。

自動車合意は、安全確保と環境保全の観点から必要でないと判断される全ての部品と補修作業を整備事業から除外する方向で、自動車部品業界について日本政府が調査を実施するよう要請している。残念ながら、同調査は1996年8月に、修繕がかなりの頻度で行われそうな部品に関する規制緩和のないままに終了した。米国政府はこの決定に対して強く抗議すると共に、1997年3月までに日本政府が以下の措置を実施すべきであると信じる。

- a. 自動車整備事業の重要保安部品からブレーキとトランスミッションを迅速に除外する
- b. 安全確保と環境保全の観点から必要でないと判断される全ての他の部品と補修作業を自動車整備事業から除外するよう1996年8月の決定を変更する

C. 流通及び輸入手続

日本政府は以下の流通部門の課題について、更に規制緩和を進めるため劇的な措置を講ずるべきである。

1. 輸入手続

- a. 全関連省庁による申請の並行処理を可能とするため、全関連行政機関を結ぶコンピュータ化、ペーパーレス化された輸入手続システム構築の完了及び統合化の拡大
- b. 成田空港の新航空貨物ターミナルの利用及び当該施設での一層迅速な航空貨物処理の円滑化を促進するため、当該施設の適切な使用料の設定
- c. 輸入業者ならびに日本政府機関の搬入前予備審査制利用の勧奨努力の継続
- d. 税関及びその他の日本政府機関による統一のとれた到着前審査の促進と、航空貨物及び、小口急送貨物の到着即時通関の拡大
- e. 食品の輸入通関手続における検査業務の簡素化・充実
- f. 税関の法令の統一的な運用及び可能な限りの明確化の確保
- g. 主要国際空港として関西空港の利用を推進するため、増加し続けている国内線との接続及び過剰な空港使用料その他の費用削減に注目し、関西空港の国内線接続数及び料金構造を見直す

2. 基準・認証

- a. 適切な国際基準と調和するよう基準・認証手続を見直す
- b. 基準・認証について、OTO推進会議の勧告に基づく対応の即座の実施と、適切な場合には、米国政府及びその他の機関による基準・認証に関する要望について更なる措置の追加を行う

3. 流通・卸売

- a. 自由、透明、競争的な流通システムを推進するために、通産省が1990年に出した「事業慣行に関するガイドライン」を日本の事業者団体が遵守するよう監視し、状況を報告する
- b. 保管スペース不足の解消、高額手数料の低額化、商品流通関連の外国企業の負担の最小化を目的に、免許要件、認可要件など倉庫業への参入制限の撤廃を目指し、大

幅に規制を削減する。

4. 小売流通

- a. 2000年度末撤廃を目指した大規模小売店舗法の段階的廃止、大規模小売店に対する新規制を課す地方の権限を防ぐ適切な措置、ならびに国の法律と比較して地方慣行が同等もしくは厳しくないことを保証する
- b. 営業時間や閉店日数に関する許可を含む既存店舗の営業に関する大規模小売店舗法上のすべての規制を1997年度に廃止する
- c. 床面積削減に関する大規模小売店舗法店舗調整改訂項目のすべてを1997年度に廃止する
- d. 大店法廃止までの間の大規模小売店舗申請手続の迅速化、中でも
 - 1) 地方当局や県当局による店舗申請の同時平行処理
 - 2) 新店舗開店に必要な免許数の削減
 - 3) 大規模店舗の実際の建設開始に必要な時間の短縮（通産省の届出手続、県によるゾーニング規制・認可・交通規則による遅滞の縮減を含む）
- e. 流通サービスに関する障壁の撤廃を目指し、日本における流通サービスに影響を及ぼすその他すべての法律及び措置、またそれらの適用の見直し（以下の項目に限られるものではない）
 - 1) 1977年法律第74号－分野法（中小企業の事業機会を調整する法律）
 - 2) 1959年法律第155号－小調法（小売業務調整の特別措置に関する法律）
 - 3) 1957年法律第185号－（中小企業の組織に関する法律）
 - 4) 1995年法律第61号－（特定の業界の企業改革に関する法律）
 - 5) 1991年法律第82号－（商業の統合を改善するための特別措置）
 - 6) 1986年法律第77号－民活法（民間企業の能力利用によって特定施設を改善するための臨時措置）
 - 7) 1973年法律第101号－（小規模・中規模小売店推進法）

5. 酒類の流通

- a. 酒類流通事業への参入または営業に障壁となる規制の廃止を目指した規制緩和
- b. ビールかつ（または）ワインのみの販売業者を含む小売酒類販売店の参入または営業を制限するような酒類認可規制の廃止を目指した規制緩和

6. 景品・販売促進

- a. 公正取引委員会の景品規制の見直し

景品やその他の販売促進用品利用に関する残存規制を緩和し、誤解を招くような規則の代わりに詐欺的慣行から消費者を保護することに努める。第一段階として以下の項目を含むべきである。

- 1) 景品の上限額を本体商品価格の30%まで引き上げる
- 2) サービス提供者、小売業者が小売店舗で、購入を条件としないオープン懸賞応募様式を提供することを認める
- 3) 製造業者やサービス提供者が加盟店、フランチャイズあるいはその商品を取り扱う店舗にオープン懸賞応募様式を置くことに関する制限を大幅に撤廃する

b. 非競争的な公正競争規約の廃止

- 1) 現行の公正競争規約が公取委の景品規則の規制緩和の基礎を揺るがすことのないよう、すべての規約を公取委の一般的告示より制限的にならないよう1996年度末までに見直すことを確認する
- 2) 企業や団体が公正競争規約やその他同種の取決めを設定することを公取委が認定し、その規約や取決めを独禁法の例外とすることを排除するため、景表法10条を改正する
- 3) 加盟者かつ（または）非加盟者による正当な競争の妨げに使われている公正競争規約の認可をいずれも即座に無効にする

D. エネルギー製品及び供給

電気事業法の改正を含む最近の改革を認識しているが、日本政府は、エネルギー経費を削減し、日本の消費者及び事業者に対して円高による利益を還元するために、以下の措置を実施すべきである。

1. 電気用品

- a. 米国ANSI/ASTOM基準を満たしている用品を電気事業者が利用できるよう通産省の技術基準を改訂する
- b. ANSI/ASTOM基準を満たしている米国用品が通産省令で定められている技術基準(TS)、日本工業規格(JIS)、及び日本電気技術委員会(Japanese Electro-technical Committee, JEC)による基準をも満たさなければならないとの要件を廃止する
- c. 材料や技術における最近の改善を考慮に入れJIS規格を修正する

2. 発電、送電及び配電

- a. 最近改正された電気事業法に関する法令を施行するに当たって、日本の発電、送電及び配電市場への外国企業の完全、公正かつ無差別な参入が確保されることを保証する
- b. 発電、送電、配電市場へこれまで以上の競争を導入するための自由化努力の有効性を定期的に見直す

3. 石油及び関連製品及び天然ガス

米国政府は、1) 石油及び関連製品の生産及び供給、2) 天然ガスの供給及び利用に関し、日本における特定の規制緩和措置について日本政府と協議を行うことを期待する。

E. 金融サービス

米国政府は、日米包括経済協議の下で交渉された1995年2月の「日米金融サービス合意」の確約事項の日本政府の実施を歓迎し、引き続き、これら合意事項の実効的な実施に焦点をあてていく。また米国政府は、日本政府が日本の金融市場について幅広い規制緩和を遂行する旨の1996年11月11日付の日本政府による発表を歓迎し、日本の金融市場の更なる進展と開放を目指した具体的な提案を更に期待する。日本の金融市場の一層の規制改革は、競争を増大させ、日本の長期的生長の改善にも役立つであろう。例えば、米国政府は以下の分野における規制緩和を歓迎する。

1. 資産運用

- a. 投資顧問会社による適格年金、郵便簡易生命保険、郵便貯金資産運用の許可
- b. 投資顧問会社による厚生年金基金の資産運用のアクセスを制限する「2分の1」規則の即時廃止
- c. 基金全体又は運用機関単位の資産配分規制の完全廃止
- d. 基金の運用機関の変更の際に、信託財産を一旦現金化しなければならない現行制度の撤廃
- e. 投資信託管理会社が海外関連会社に資産運用の自由裁量権を委譲することを許可
- f. 銀行及びその他の機関による投資信託商品の販売許可

2. 証券市場

- a. ノンバンクによる社債・コマーシャルペーパーにより調達した資金に係る用途制限の廃止
- b. 一投資家に販売可能な株数に関する制限の廃止
- c. 個別株オプションの上場、店頭株派生商品取引に関する制限の廃止

3. クロスボーダー資本取引

- a. すべての外国為替認可及び通告要求を事後報告要求に変更
- b. 事後報告の数を慎重な取計らいが必要な場合のみに限定
- c. 外国為替業務への直接参入の拡大

4. 開示・会計慣行

金融情報開示及び会計基準、また金融規制手続の透明化の拡大

F. 住宅及び建設

米国は、木材及び住宅の輸入増加と建設分野における規制障壁の除去によって日本の住宅費削減を図るべく発表された措置を歓迎する。西暦2000年までに住宅建設コストを33%削減するという目標を実現し、同分野での輸入品の参入拡大のため日本は以下の追加的な措置を講じる必要があると信じる。

1. 製品認可／認証

- a. 日本における新規もしくは革新的な建築資材及び建設方法の使用に関する承認取得プロセスの合理化、簡素化、迅速化（即ち建築基準法38条）
- b. 外国の建築資材や建設方法の受入れの迅速化（米国規格の製材・パネル板・合板・LVL、及び米国基準の釘・釘打ち機）。この分野ではいくらかの進捗が見られたものの、認証取得プロセスのより明確な定義と該当製品範囲の拡大が更に必要である
- c. 住宅金融公庫および住宅公団の調達条件を改正し、建築基準法に定められている以上もしくは同等の安全性レベルを提供する建築製品及び建設システムを使用可能にする。この分野ではいくらかの進捗が見られたものの、いくつかの分野では一層の進捗が必要である。（例：低利融資の条件として金属やコネクターは「C」マークやBLマークをもっていなければならないといった要求項目の廃止）
- d. 公共事業センター、公共建造物協会、ベターリビング・センター、その他の類似機関による製品の評価、検証の承認プロセスの迅速化及び簡素化
- e. JAS規格取得や指定外国検査機関（FTO）認証プロセスの透明性の向上及び所要時間の短縮。FTOへのJAS格付け権の授与（「木材製品のJAS規格参入に関する外国業者のためのマニュアル」など、JAS/FTOプロセスの透明化向上を図る作業が進行中であるが、時間短縮につながるか否かは不明瞭である）
- f. JIS認証手続きの合理化、簡素化
- g. 承認製品リスト掲載手続きの透明化、JIS・JAS等認可製品またはそれらと同

等の承認を得た商品の承認製品リストへの自動掲載

- h. 日本水道協会の承認プロセスの迅速化、簡素化。日本水道協会の承認手続によって米国仕様の配管用具及び配管工事の概要認可を確実にする、あるいは日本水道協会の承認なし（自己認証）でも日本製配管用具及び配管工事の概要を許可する

2. 建築／製品基準

- a. 日本の基準を国際基準に合致
- b. JAS規格の見直し。これに基づき、性能に基づかない規格の見直しを進める
- c. 建築基準法への性能に基づく建築規格導入の迅速化によって、新しい建築資材の利用増大を可能にする（例：アスファルト、グラスファイバーの屋根、室内木材仕上げ、建設方法など）
- d. 柱及び梁の性能に基づく建築基準確立の迅速化
- e. 3階建て木造建築物（準防火地域）、4階建て木造建築物（防火地域以外・準防火地域などの建築物の位置、大きさ、寸法建を制限する規制を含む建築基準法の見直しの迅速化）
- f. 建築基準法の見直しと性能規定化の迅速化
- g. 米国の軽量規格鉄骨枠組み仕様の住居利用での認可
- h. 日本の基準と同等の外国基準に合致する外国製品については、日本の基準を満たしていると認めること
- i. 該当地域の水道との接続に係る逆流防止機能要求廃止のため水道基準の改訂
- j. 公衆安全に悪影響を及ぼさない場所に機器を設置する場合に機器内の遮断装置を要件としないようガス基準を改訂
- k. 防火基準を改訂及び関連認証手続を合理化し、商業プロジェクトでの通気孔のない排気装置の利用、また木製ドア及び窓の幅広い利用を許可する
- l. 家庭用ガス炉に関する米国及び国際基準と試験の受入れ
- m. 天井タイルに関する米国及び国際基準と試験の受入れ
- n. 石膏板に関する米国及び国際基準と試験の受入れ
- o. 米国及び国際防火基準と試験の受入れ及び関連認証手続の合理化

3. 共通仕様書

- a. 外国資材の使用推進の観点で全国的に統一された「共通仕様書」の作成。「共通仕様書」の条件に見合う、あるいはそれ以上の資材の使用も推進されるべきである
- b. 新製品の特性の「共通仕様書」への随時編入
- c. 外国製品の積極的な発掘と「共通仕様書」への編入

- d. JIS、JAS同等品の使用を許可するよう「共通仕様書」を修正

4. 製品検査

- a. 建築資材及び建設方法に関する外国検査機関及び評価機関容認の迅速化
- b. 外国企業及び製造業者の負担軽減と、企業が反復試験を行う必要性廃止の観点から、「検査結果受入れのガイドライン」の見直し及び改訂

5. Tマーク規則

電気設備と配線での米国基準と試験結果の受入れ

6. 要求と規則

- a. 地方のスポンサーなしでは当該地方以外の企業を当該地方の仕事から除外する地方登録規則の廃止
- b. 住宅及び低層建築物での足場の要求の廃止ないしは可動式足場の認可
- c. 適切な製品の糊付けを認めるべく建築基準法における化学的規則の改訂

7. 建設業の許可

- a. 製品調達を設置工事から分離することによって製品調達を増大を促し、建設業の免許のない資材調達業者の入札への参加を促進する
- b. 配線や配管業者の許可の拡大
- c. 要求される書類の削減による建設許可申請手続の簡素化・迅速化

8. 研究会

建設関係の研究会への外国人の参加及び資料などの入手の一層の円滑化

9. 就労ビザ

- a. 技能労働者のビザ申請にかかる時間の短縮に関する状況報告提供（北米の建築専門家）
- b. 建設業に関する必要な経験及び書類を持った労働者への円滑なビザの発給、及び入国を確保するべく入管局への指針を徹底させる努力
- c. 日本企業のための、ビザ発給基準と外国人労働者の雇用可能性の明確化

10. 建設関連契約の調達手続

- a. ソリシテーションパッケージ（入札書類）等の調達に関する情報入手における電子検索システムの使用の許可

- b. 入札公告と入札締切日までの期間延長（同期間中の日数は休日・週末を除き、平日のみを計算する）
- c. 個別工事に係る技術的要件を実績本位とし、制限を緩和する
- d. 個別工事に係る技術的要件の策定に際し、調達機関は類似のプロジェクトにおける経験で足りることを示す
- e. 企業の資格を決定するにあたり、現行のプロジェクトを企業の過去の事業経験の一部として含む
- f. PM/CM経験を企業の資格の評価において考慮する
- g. 企業の入札資格審査の際に調達機関は類似のプロジェクトにおける経験を考慮する
- h. 公共事業の請負についてJV結成制限を撤廃する
- i. 予備資格要件としての共通した経営事項審査最低基準の設定

G. 保険

日米包括経済協議の下で交渉された1994年の日米保険合意は、日本政府に対し、保険分野に関して広範な規制緩和と競争政策措置を求めている。日本の保険市場の95%を占める生・損保の主要分野の実効ある規制緩和は、大蔵省が消費者に対して規制緩和の恩恵を直接もたらすことのできる最も重要な措置である。

同合意は大蔵省に対して、大蔵省の過剰な規制により外国企業が効果的に封じ込められている残り5%の「第3分野」の現在の経営環境に重要な変化をもたらす前に、外国企業並びに日本の中小企業が主要分野で存在を確立するまでの妥当な期間を認め、保険分野での広範で意味のある規制緩和を実施するよう要請している。米国政府は、合意が締結されて2年以上経過しているにもかかわらず、日本が同合意に沿った明らかな政策を表明していないことについて深く憂慮している。

米国政府は、日本政府が以下のような規制緩和及び競争促進のための措置をとるべきであると信じる。

1. 主要分野の規制緩和

- a. 安全なドライバーに対する保険料の大幅引き下げと悪質なドライバーへの現行の補助廃止のために、国際的に受容されているリスク要因を用いて商品及び料金の差別化を容認する自動車保険直接点数制を許可する
- b. 日本企業に対する保険料引き下げを目指し、大蔵省提案の150億円レベルを上回る商業火災保険の敷居値を1998年までに大幅に引き下げる

- c. 日本の保険利用者のニーズにより合った商品の開発を奨励するため、一般責任保険のような商品に関する通告制度を迅速に拡大する
- d. 料率算定会に現在承認されているものとは異なる商品・価格の申請、及び大蔵省の承認を得る法的権利を保険会社が十分に行使できるようにする
- e. 大蔵省、その他の保険監督機関が、規制緩和をすすめ革新的・競争的な保険市場を創出するための政策遂行にむけて十分な人員と財源を確保するようにする

2. 競争の促進

- a. 「系列」関係による反競争的な商慣行と外国保険会社の市場アクセスを阻む代理店の役割に関する公取委の調査を早期に開始する
- b. 郵政省のような政府機関が、民間保険会社と直接競合する保険業務に携わることを禁止する

3. 政府系企業

政府系企業への外国保険会社の参入が公正、透明、非差別的、かつ競争的な環境の下で行えるようにする。

H. 投資

投資促進のために、日本政府は下記の投資関連分野において規制緩和を推進するための有意義な措置を講じるべきである。

1. 対内直接投資

- a. 対内直接投資に係わる事前承認制及びその他規制を、可能なかぎり多くの分野で速やかに撤廃
- b. 外国投資家の駐在員事務所の設立と運営を促進するために、それに関連した居住者身分の取得並びに身分の変更に係わる査証関連規制の緩和
- c. 国際契約に限り、かつ、それのみに適用される、独占禁止法に織り込まれた公正取引委員会の通知義務を、1996年度末までに撤廃

2. 土地及び施設の取得可能性

日本における土地及び施設が比較的高価であり、限定されていることが、対内直接投資の大きな障害の一つとなっている。公共政策の目標にコスト効率良く合致するようなやり方で規制

による歪みを減らせば、商業及び住宅用途に土地及び施設がより容易に、安価に取得可能になると米国政府は信じる。土地利用を合理化し、不動産市場の機能を改善しようとする日本政府の意図に沿って、下記の規制改革が真剣に考慮されるべきである。

- a. 取得後5年以内の土地譲渡益に対するキャピタルゲイン課税の軽減
- b. 不動産売買の結果生じる税負担、例えば、土地譲渡税などのさらなる軽減
- c. 不動産の商業用途に対する課税率が他の用途の税率よりも高くなる度合の軽減
- d. 相続税の仕組みが土地に対する資産保持を不当にゆがめない保証
- e. 不動産売却に基づく正当な資本損失を何年か持ち越すことを可能にしたり、不動産資産の証券化の計画をより速やかに承認するなどの手段によって、不動産資産の市場指向型売却を促進する努力の強化
- f. 賃貸期間に関する法的条件を既存の又は新規の賃貸契約に対しより柔軟化できるか否かを見定めるための賃貸法の再検討
- g. 土地利用に関する区域規制を緩和すること、殊に商業及び住宅用途に影響を与える用途制限の緩和のための継続的な努力
- h. 一部の地域における建物の高さや総容積を不当に制限し、その結果、高密度開発を困難にする「市街化区域」と「市街化調整区域」とに適用される区域及び建築法規の緩和
- i. 「市街化調整区域」内の農地の転用を厳しく制限している規制の緩和
- j. 不動産市場の柔軟性を高め、コストを引き下げするために、妥当と思われる範囲の日照権やその他の建築基準の緩和

3. 雇用政策

外国企業は能力のある日本人従業員を採用・確保する上で、また外国人幹部を日本の高コストのビジネス環境に配置する上で多大な困難に直面している。日本の労働市場は、全般的に労働力コストを高くし、労働者の移動を妨げるある種の特徴を持っている。日本の年金/退職システムは従業員を現在の職業に縛りつけるように働く。雇用保障法の下で、複雑な規制システムによって、日本政府は、民間の職業紹介業を厳しく制限している。規制緩和の実施は、経済全般において、人々に適職に就く機会を与え、競争的な経済の中で将来の職の確保を助け、経済のリストラを促進し、特に困難な状況にある外国企業を含むすべての企業に対して労働力状況を緩和する上で役立つ。

- a. 日本の年金システムと退職金制度は、従業員が退職金など持ったまま他の企業に転職し得るような制度に変えるべきである

- b. 民間職業紹介業の認可は5年に延長すべきである
- c. 民間職業紹介業の認可は企業別に与えられるべきであり、同じ企業の複数の営業所が個別に認可を取得しなければならないという規制をなくすべきである
- d. 職業斡旋業者の認可に関する全ての情報は、要請に応じて労働省が提供すべきである
- e. 民間職業紹介業の紹介料に、日本政府が一定の最高限度を設けるのではなくて、民間企業が基本的な、市場の実体に応じた料金体系を提出し、政府は詐取的なあるいは過重な料金を課す個々のケースに対してだけその権限を発動すべきである
- f. 民間職業紹介業者（臨時労働者派遣サービスを含む）が営業できる雇用種別と職業分類に関する制限は撤廃すべきである。もし残す場合は、禁止される種別だけを挙げる「ネガティブ・リスト」とすべきである
- g. 民間職業紹介業者によって雇われている専門家がリクルートしたり、相談に乗ることができる職種の制限（例えば彼らが直接的経験を持っている職種に限る）は撤廃。もし制限を残す場合は、「ネガティブ・リスト」とすべきである
- h. 民間職業紹介業の広告に関する規制は廃止し、詐欺的な広告に対する一般的な規制の下に包括されるべきである
- i. 労働者派遣業（臨時雇用紹介業）の責任ある従業員数と派遣された従業員数との比率に関する規制並びに派遣業の従業員を直接経験を持つ職業種別だけに制限する規制は撤廃されるべきである
- j. 就職紹介及び派遣の両サービス業に対する最低床面積に関する規制を撤廃し、両種類のサービスを提供しようとする企業に対しても合理化されるべきである
- k. 就職紹介と従業員派遣サービスの両方を提供しようとする企業に対して、各々の目的別に事務所と従業員を持つことを義務づける規定は撤廃されるべきである
- l. 民間職業紹介業が合法的な求人者・求職者の氏名を明らかにすることを求める政府の要求又は慣習は撤廃されるべきである

4. 合併・買収 (M&A)

日本における企業の合併・買収 (M&A) に外国人が参加することは極めてまれである。M&A取引は他の先進国においては対内直接投資の主たる手段であり、経済的のリストラと革新の重要な源泉である。日本としては、独占禁止の施行と慎重な監視の必要性を念頭に入れつつ、活発で開放的なM&Aを妨げるあらゆる不必要な法的及び行政上の制限と障害の排除に努めるべきである。この点に関して下記の施策がとられるべきである。

- a. 経理内容の公開を促進するため、企業が外部の監査を受けるべき資本金の限度額を現行の5億円から1億円に引き下げ、かつ、監査基準を強化すべきである

- b. 一般からの要請に基づき公開企業に対する外部監査が利用可能なようにする
- c. 可能なかぎり日本の会計基準を強化し、国際基準と調和させる。これには資金の裏付けのない負債の透明性の確保や、納税申告用を含む連結決算表の採用などを含む
- d. 公開企業同士が株の持ち合いをしている場合、それらの企業に対して、株の持ち合いを無条件に停止する上で、どのような制限があるかを公開することを義務づける
- e. 「ハイテク」企業を含むあらゆる種類の企業が店頭公開市場へ登録する要件を緩和し、合理化を継続する
- f. 独占禁止法執行上の障害とならないよう考慮を払いつつ、ある限度額以下のある種類の合併・買収は公取への事前通告義務を免除する
- g. 合併に関連する債権者保護手続を単純化し、合併する企業の日本政府への報告義務を緩和する
- h. 市場における株式売却に対する不当な障害が生じないように、長期にわたって所有された株売却に対する課税の負担を軽減する
- i. 上位10人のいわゆる「安定株主」による証券の「市場外」売却に対するあらゆる制限を撤廃する

I. 法的サービス

1. 外国弁護士に関する制限の見直し

- a. 日本政府による下記項目の見直しを早急に完了する
 - 1) 外国弁護士による「弁護士」の採用に関する制限
 - 2) 外国法事務弁護士に要求される資格要件である5年の法務経験
 - 3) 第3国の法律に関する外国法事務弁護士の経験範囲を、これらの制限と要件を撤廃又は大幅な緩和を前提に見直す
- b. 下記の制限も撤廃ないし大幅緩和を前提に、日本政府の再検討課題に加える
 - 1) 外国弁護士による準法律専門職の雇用に関する制限
 - 2) 外国弁護士と日本弁護士の間のパートナーシップに関する制限
 - 3) 外国弁護士が依頼人の代理として、日本政府の省庁及び諸機関と交渉することに関する制限

2. 日本弁護士の増員

司法試験及び研修の改革に関する審議会の勧告に基づき、司法研修所は毎年受け入れる人数を

約1500人にするよう1996年度に必要な処置をとる。

J. 医療・医薬品

米国政府は、医療機器と医薬品の分野に影響を及ぼす規制緩和に対する日本政府の努力を承知し、従来取り上げられた問題への対応策の実施に対する意気込みを評価している。米国政府は透明性を促進し、また、日本市場へ安全で効果的な医療技術をより速やかに導入するために、下記の提案を迅速かつ完全に実施することを日本政府に強く要望する。

また、米国政府は、厚生省が医療機器と医薬品の分野の規制緩和で在日米国商工会議所（ACCJ）と直接協力していることを承知している。米国政府はACCJが厚生省に提出した要望内容を全面的に支持しており、これらの問題解決のために厚生省がACCJと直接協力しようと努力していることを評価している。米国政府は日本政府が下記の規制緩和策を講じることを要望する。

1. 体外診断薬（IVDs）

- a. IVDsの承認期間の短縮
 - 1) 「クラス2」調査会診断薬の実際的な承認期間を「タイム・クロック」すなわち標準的事務処理期間以内に短縮
 - 2) 有効期限と貯蔵期間の変更以外の他の部分的変更申請の場合は3ヶ月のタイム・クロックを設定する
 - 3) 「クラス2」調査会診断薬の部分的変更申請の調査会審査の撤廃
- b. 「クラス1」及び「クラス2」調査会診断薬以外は、承認制度から通知制度へ変更する（非承認システムを導入）。「クラス1」及び「クラス2」診断薬はタイム・クロック以内に審査を行う
- c. 調査会の質問に対する確認手続を改善する。厚生省は、次の調査会を待つ場合以外は調査会の質問を当該会員に文書により迅速に通知する
- d. 体外診断に関する審査の透明性と効率を改善するために、厚生省、医薬品機構及び調査会からの質問を公開する
- e. 提出した製品の調査会での審査を公開するか、又は企業に審査の議事を傍聴することを認める
- f. RIAキットのトレーサーに対する最低要件である、放射線医薬品の体外診断用途に関するガイド・ラインを撤廃する
- g. D-2製品の医療費償還制度への導入を簡素化する

2. 医療用具

- a. 人体に移植、挿入、封入及び接触する医療用具に関する溶離及び生物学的試験を「仕様及び試験法」から除外する。これらのデータは、製造業者/輸入業者が当該医療用具の申請を行う際に参考（証拠）としてのみ使用されること
- b. 医療用具における大きさ、重量、接触の程度、血液/組織への接触期間によるEtO最大残留要件に関する規制を認める（厚生省）。EtO滅菌済医療用具の申請を厚生省に提出する場合は、EtO残留試験データが参考のために必要とされる。長時間血液又は組織と接触する医療用具の場合、EtO残留値は25 ppm以下であることが要求される
- c. 医療用具がISO又はAAMIにしたがって滅菌された場合は、承認申請の際に、滅菌データの代わりに認証データを提出することができるものとする（厚生省）
- d. 国家規格（CAS番号など）であり、かつ既存の製品として使用されているPVC5、ポリウレタン及びラテックスなどの化学成分や構造は厚生省への提出義務を免除されるものとする。その代わりに、マスター・ファイル・システムを採用する。また、製造業者又は輸入業者が新材料の安全データ（生物学的適合性データ）を日本の毒性ガイドライン及び（又は）外国の毒性ガイドラインに応じて提出した場合は、化学成分とそれらの構造を厚生省に提出する義務は免除されるものとする。
- e. 医療用具の分類項目の中で、承認を不要とする範囲を拡大することを要請する（厚生省）
- f. 既に医薬品として承認されている医薬品ヒアルロン酸を医療用具として承認すること。具体的には、薬事法の下で「医療用具4、整形外科用具」として分類されるべきである
- g. 外科手術前に消毒目的で使われるスクラブ・ブラシと綿花は、医薬品でなく医療用具として分類すること（厚生省）
- h. 国の健康保険制度の下で使用される医療用具の承認に関する規定を見直し、クラスCの医療用具を既に確立されている国の健康保険制度の料金表に含めることを認める新規則を成立させる
- i. 4半期ごとの払戻し申請を1ヶ月ごとの払戻し申請とする
- j. 現行規則では、申請された製品が健康保険申請（A及びB部）で認定されるためには医療機器開発課が審査した後、経済課で審査されることになっている。薬事法による承認審査と別に、認定手続を確立すること
- k. 規制撤廃項目に対する標準的な基準/手続を明確にして、文書によりガイドラインを各県庁や産業界に知らしめるべきである（特に大規模認可から県知事認可へ移されるものについて）

3. 保険償還プロセス

医療用具製品に対する保険償還プロセスを迅速に行い、患者に生命救助、生命強化技術をより適時に供給できるようにするために、厚生省は下記の対応策をとることを考慮し、実施を早めるべきである。

- a. 厚生省は診療点数表の更新を現行の2年に1回の段階的見直しから継続的な更新へと切り換え、医療技術の絶え間ない進歩を反映できるようにすべきである。この方向に寄与する前向きな施策としては以下の項目が挙げられる
 - 1) 製造業者が製品申請を厚生省に申請したら、保険局が直ちに製品に対する保険償還の検討を始めることを義務づける
 - 2) 新医療用具は承認後6ヶ月以内に、そして年4回定期的に国の医療保険制度に導入する
 - 3) 新たに承認を受けた製品につき、厚生省が承認から3ヶ月以内に保険償還に関する決定ができない場合には、製造業者に対し、償還の検討が終了し、定価が設定されるまでの間、暫定価格は更新される旧技術の価格と同じとし、最終的償還価格の決定が行われるべきタイムリミットを設けること
 - 4) 医療技術製造業者が総合的に医療コストを削減できる能力を証明できるような新製品、例えば、再入院の頻度を減らしたり、より安価な環境、例えば、家庭での治療が可能であったり、入院日数を減らしたりすることのできる製品に対しては、償還に関する決定を早めること
- b. 厚生省は下記のような、償還手続の透明度を促進する対策をとるべきである
 - 1) 「クラスC」の医療用具について、保険償還の承認申請の標準的処理期間を定める。この期間中に処理できない申請については遅延の理由を製造業者に知らせる。保険償還審査及び価格決定手続についてはより明確な手続を開発する
 - 2) 高度先進医療技術（HAMT）制度をより開放された、透明性の高い制度とする。HAMTの審査を受けるべき製品を製造する企業に対しては、（1）保険償還決定の基礎となる基準の精密な定義、（2）同制度による審査手続に対して定められた時間表、（3）HAMT処理の結果、拒絶された製品については完全な報告、（4）HAMT審査期間中の製品に対する保険償還――が与えられなければならない。これらの対策は、最終的な目標であるHAMT制度の撤廃までの暫定期間に行われるべきである
- c. 特殊治療材料（STMs）の価格管理制度を廃止する。米国企業はSTMsに係わるこの価格管理体制の効率化で厚生省に協力しようとしているが、この制度を拡大しようとする現在の努力は、日本政府が目指す経済的規制緩和の方針に逆行するものである

4. 品目承認

- a. 医薬品、医療用具及び化粧品の承認制度の「タイム・クロック」、すなわち標準的専務処理期間を市場重視型個別協議 (MOSS) 合意から以下の通り短縮する

	1986年1月のMOSS合意	新たな要望
医薬品 (医療用新薬)	18ヶ月	12ヶ月
(医療用後発品)	24ヶ月	12ヶ月
(一般用)	10ヶ月	6ヶ月
体外診断薬	6ヶ月	3ヶ月
医薬部外品	6ヶ月	3ヶ月
医療用具	12ヶ月	6ヶ月
医療用具 (後発品)	4ヶ月	2ヶ月
化粧品	3ヶ月	2ヶ月

- b. 上記タイム・クロックを農水省が審査する動物用医薬品・医療用具の承認手続にも適用する
- c. 国際医薬賦形剤協議会 (IPEC Americas, IPEC Europe及び日本医薬賦形剤協議会) による業界のガイドラインに従う、賦形剤のための国際的に認められたGMPsを受け入れること

5. 栄養補給剤

- a. 栄養補給食品、ビタミン、及びその他の食品は厚生省薬務局の審査対象から外す。この目的のために、薬事法第2条の同法による審査を必要としない製品のリストに「食品」を加える
- b. 主たる海外市場で栄養補給剤として販売されている製品を、日本国内で食品として販売することを許可する。国際的な医薬品専門家によって明らかに医薬品として認められた製品のみを医薬品の規則下で取り扱うべきである
- c. 栄養補給剤のビタミン及び食品の包装と用量については、厚生省はそれらの製品を非医薬品として任意の形状と色の通常のカプセル (例えば、硬いゼラチン・カプセル) で販売することを許し、ラベル規則については消費者が容易に医薬品と見分けることができるようなものとし、適当な用量で販売することを許すべきである

- d. 長期的には、米国及び他の諸国で行われており、現在、国際機関で考慮されているように既存の2系列、すなわち食品と医薬品に加えて別に栄養補給剤の規制系列が設けられるべきである

6. 医薬品

新薬製造及び輸入許可申請手続は、

- a. 承認手続の効率を高めるために、NDA前の審査の拡大を含む医薬品の新しい、機能的な審査制度をつくるべきである
- b. 承認・申請に添付される臨床報告には代表者の署名が必要とされている。これはGCPの原則に準じた検査の観点から、主報告書の主臨床研究者の署名と印鑑で十分なはずであり、受け入れられるべきである
- c. 承認申請用紙に参考資料として英文の書類が提出された場合、日本語の要旨がたとえ添付されていても、その書類を原文として受け付ける
- d. 中央薬事審議会の審査公聴会に申請者の出席を認める
- e. 海外で行われた臨床試験データを臨床研究結果として受け入れる。海外のデータの受認は第I及び第IIa臨床プログラムにおいて非常に重要な項目である。また、外国と協力しておこなわれた臨床試験から得られたデータも受認すべきである
- f. 他の諸国と同様に、臨床試験プログラムにおいて、医薬の開発を格段に遅くする可能性の既存の一連の臨床試験（第1-3段階）に固執することなく、もっと柔軟なアプローチをとるべきである
- g. 第2段階以降の試験については、ICHは用量応答性の確認について既に第5段階に達しており、人種的な差にも係わらず外国データとの十分な互換性を認めることができる。したがって、日本における再試験は撤廃されるべきである
- h. 感染やその他の重大な結果が予想される病気に使う研究用医薬に対する用量設定研究の要件はより柔軟にすべきである
- i. 外国で検査され、承認されている医薬の場合は、新用量設定研究は省いて、用量は単にオープン・スタディの過程で決定されるべきである
- j. 医薬の品質と製品リコールのガイドラインは、異物による汚染などのような劣悪な製品の再発を防ぎ、医薬業界の品質基準を向上させるような、統一的、総合的、合法的な基準を設定すべきである。業界はこれらのガイドラインの不統一な実施を懸念している（例：1995年薬監第95号及び1996年薬監第47号）
- k. 上記に関連して、厚生省又は県の衛生局は薬事法違反事例に関してより多くの情報を公開し、それによって他の会社が何を注意すべきかを知り、自社の活動を改善できる

ようにすべきである

- l. たとえGMPの相互確認がない場合でも、米国又は欧州連合において製造された医薬品の輸入においては自己検定を不要とする。又はGMPの相互確認がない国では早急に行うようにすること
- m. 公共検査のロットごとの証明を発行し得る国から生体実験のため輸入される場合は、自己検定は撤廃すべきである
- n. 輸入抗生物質に対する国の検査のための効力検定義務は撤廃すべきである
- o. NDA承認直後の輸入新薬に対する煩雑な規則は撤廃すべきである
- p. 研究用医薬品に対するGMP実施を考慮して、バルク製品を含む研究用新薬の輸入に対する通関手続と形式的な事務手続は簡素化すべきである
- q. 日本の薬局法は他の国の薬局法に合わせて、例えば、後者に既に記載されている広範囲の賦形剤を利用できるようにすべきである
- r. 向精神薬などの輸入手続を簡素化して、輸入許可申請書手続の遅延を解消する
- s. 日本薬局法に挙げられている基準物質の入手に関する手続の簡素化、特に、例えば抗生物質などの基準物質の配布の責任の一本化を図るべきである

K. 自動二輪車

日本政府は警察庁を通じて自動二輪車販売を抑制する規制を設けており、特に外国製二輪車の販売を制限しているが、これは国際的基準に合致しない。OTOの勧告に基づき、日本政府は下記の規制緩和措置をとるべきである。

1. 運転免許

- a. 大型自動二輪車（400 cc以上）に対する運転免許試験における厳しい規制を撤廃する。警察庁は1996年9月1日以降、自動車教習所で免許証が取得できるように改正した。しかし、受講教科の基準は依然として、時間と費用の面で受講者に大きな負担を強いるもので、試験内容そのものは変わっていない。これらの新しい教科の変更が状況の改善をもたらしていないので、警察庁に対して次のように要求する
 - 1) 普通自動二輪（126－400 cc）運転免許の授業時間を減らし、大型自動二輪車運転免許の要件を普通自動二輪車のそれと同じにする
 - 2) 公認自動車教習所に対する自動二輪車運転シミュレーターの設置義務を撤廃する
- b. 運転免許に対する現行の年齢制限を引き上げない

2. 高速道路走行

- a. 高速道路での自動二輪車の速度制限を自動車と同じにする
- b. 高速道路での2人乗り、特に大型自動二輪車での2人乗りの禁止解除

L. 電気通信

現行の3カ年規制緩和計画により、日本政府は電気通信サービスの一部の分野の規制緩和で格段の前進を図った。いくつかの分野において、非競争的規制は解消された。また、日本政府はすでに、いくつかの分野で前向きな政策決定をしており、同政策が実施されれば、日本の電気通信市場の競争はさらに促進されると思われる。しかし、米国政府は日本政府が電気通信分野において、更に重要な規制緩和を行うことを要望する。

1. 相互接続

米国政府は郵政省のスタディ・グループによる相互接続の検討作業を多としている。もしこの同グループの相互接続ルールが完全に実施されれば、現在NTTが独占している日本の電気通信市場に対する新規参入は大いに促進されるだろう。しかし、同グループは、相互接続料金の主な問題点、すなわち、過去のコストでなく、前向きのコストを使用することを拒否している。米国政府は前向きのコストこそ、料金を決定する上で、最も妥当な経済的枠組み、又は投資指標であると信じる。

米国政府は日本政府が競争促進的な相互接続ルールの導入に第一歩を踏み出したことに勇気づけられている。これらのルール作りが最終段階を迎えつつある現時点において、米国政府は、日本政府が下記の点を盛り込むよう期待する。

- a. ネットワーク要素の前向きな料金決定
- b. すべての主要ネットワーク・インターフェイス（例えば、スイッチング、信号、伝送）の公開を義務付け、それらの情報を無差別にすべてのサービス提供者、機器供給者に公開する
- c. すべてのサービス提供者が、すべての競合サービス提供者に対するあらゆるインテリジェント・ネットワーク機能にアクセスできるようにし、それによってすべての競合提供者が彼らの顧客に対し、NTTの顧客が得ているものと同じサービスに対するアクセスを提供できるようにする
- d. 競争を可能にするのに必要なネットワークの変更はNTTの責任で行わせる

2. 郵政省規則

公平に見て、郵政省は規制作成プロセスとその透明性確保で歓迎すべき改善を図りつつある。郵政省は下記の問題を解決することにより、日本における国際通信サービスの競争性を改善した。

第3国への通話：国際通信業者は母国以外の国と送受信するための電話カード・サービスを提供できるようになった。

トランジット契約：日本で圧倒的な強さを持つ国際電信電話以外の通信業者が、第3国への発信のためのトランジット・サービスを外国業者と共同で行えるようになった。

国内再販：リース回線の両端を公共スイッチ・ネットワークに接続することができるようになった。

米国政府は郵政省に対して、下記のような規制緩和措置を講じ、日本の国際電気通信サービス市場の競争性をさらに改善するよう要請する。

- a. 1997年度までに国際再販サービスの規制緩和を促進する
- b. 1997年度以前に、国際サービスを含むすべてのサービスに対してリース回線と公衆網との相互接続を促進する
- c. 施設をベースとする通信業者に対する認可基準として需要/供給要因を削除するため、電気通信事業法の第10章の改正法案を1997年度以前に提出する
- d. NTTとKDDに対する外国資本投資規制を撤廃する

国内電気通信市場に関して、相互接続に関する上記の措置の他に、日本政府は第一種通信業者の許可申請手続を更に簡素化する必要がある。

3. ケーブルTV

- a. 日本政府は、ケーブルTV運営会社に対する各フランチャイズごとの認可取得規制を撤廃し、単一認可で全国をカバーできるようにすべきである
- b. ケーブルTV会社の外資比率を33%に抑える現行規制は撤廃すべきである
- c. ケーブルTV会社の取締役会から外国人を締め出している規制撤廃
- d. 現在、通産省の電話機器に関する電圧規格は、ケーブルTV会社に対し、自社システムの電話信号を60ボルトで供給するよう義務づけている。このために各社は、コス

トが安くしかも安全性も劣らない90ボルトで作動する機器を使用することができない。他国のケーブルTV会社の多くが90ボルト用機器を使っていることから、通産省の規制は公衆の安全確保の面で、不要であることが明らかである

4. 衛星デジタル放送

与えられたサービスが成功するかどうかは市場の決定に任せ、規制は技術的には中立を守ることを旨とするためには、日本政府による衛星デジタル放送（DTH）規制は少なくともケーブルTVに対する規制を上回るべきではない。米国政府はしたがって、日本政府に対し、DTHに対する規制がより緩やかで、強制的でないことを要望する。特に、

- a. 郵政省によるDTH規制は撤廃されるべきである。郵政省は放送に多様性を持たせ、過剰なメディアの集中を排除することを目的としてDTHを規制すると述べている。しかし、新たにいくつかの衛星が打ち上げられることを考慮に入れると、トランスポンダが足りないという状況はすぐに解消される見込みである。一方、郵政省の厳重な規制は、本来この新技術が提供し得る革新性と多様性の芽を摘みとっている。従って、郵政省は、
 - 1) 一つの放送業者又はプログラマーがコントロールできるチャンネル数を12以下とする現行規制を撤廃すべきである。最高200チャンネルまでまとめたパッケージを提供する能力を持つDTHにとってこの制限は不当である
 - 2) DTHサービスに対してトランスポンダ1個、36MHz当たり6チャンネルという制限を撤廃する。この制限は現在実現されている圧縮技術にとって不必要である。更に、圧縮技術は今後も向上が見込まれており、このような詳細にわたる規制は不適切である
- b. 利用できるトランスポンダ数の増加と多チャンネル・プログラミング（例えば、ケーブルTV、DTHサービス）の競争を考慮して、郵政省はトランスポンダ・リース料率規制を緩和すべきである。
- c. 郵政省はまた、不要な事業リスクを生み、投資を妨げるような逐次認可方式を緩和すべきである。現在の方法は、まず衛星の打ち上げが成功し、次に衛星の運営者が認可され、それからやっと委託業者が放送認可を申請するという仕組みになっている。衛星の打ち上げ、アップリンクとプログラミングの準備に多大な資本が必要とされることを考慮し、郵政省は衛星の打ち上げ成功の時点で委託者に放送免許を与えるべきである。時間の節約と事業リスク（すなわち、認可が得られるか否か不確実な状態で投資すること）の減少により、市場開発の速度が早まり、消費者とサービス提供者双方の利益になる

- d. 米国政府は日本政府に対して、外資規制の撤廃を求める。特に、郵政省は、
 - 1) DTH市場の制限を撤廃して、現行のCS委託者の場合20%以下、CS受託者の場合33%以下という水準以上に外資が増えることをみとめる
 - 2) 外国人が放送会社の取締役となることを禁ずる現行の規制を撤廃する。外国人が取締役会から締め出されてはDTH市場への投資は魅力が薄い

M. 輸送

1. トラック輸送

- a. 日本市場で活躍し、協同一貫輸送を希望する国際企業が申請できるような全国的なトラック輸送業免許制を直ちに導入する
- b. 全国どこでも入手できるようなトラック輸送業免許制を設ける
- c. トラック輸送分野への参入規制のうち、安全及び保険に対する考慮に基づく規制以外の全く不要な経済的規制を撤廃する（例えば、所定のターミナル・スペース、駐車施設、ターミナルから駐車施設までの最大距離、運転者の休憩スペース、所定の整備施設などの地区免許規制を即時撤廃する）
- d. 運送料通知の中にコストデータを記載する義務など、トラック輸送業の価格規制の撤廃、並びにトラック輸送業における料金登録義務の撤廃

2. 運送業者

- a. 日本へのサービスを行う国際企業の中で協同一貫輸送を希望する企業が、制限のない小口運送業免許を得て、自前の陸送サービスを地域ごとの運送免許を得る必要なく展開できるようにする
- b. 小口運送業の料金規制の撤廃と料金の登録義務の撤廃

3. 海上輸送（港湾サービス）

- a. 日本から輸出されるコンテナ貨物の重量と寸法測定は、2つの秤量協会（日本海事検定協会と新日本検定協会）のいずれかによって行われることが義務づけられているが、これを5年以内に解消するという合意の完全実施を監視し、保証する
- b. 日本の港湾における恒久的な週7日稼働体制を導入して、規制を撤廃、海運業者にとっても荷主にとっても割高な港湾作業の遅延を解消する

- c. 港湾サービスの規制を緩和し、日本港運協会の既存会員と競争しようとする新規参入業者を実質的に閉め出してきた許認可手続の排他的な利用を止めさせる
- d. 日本の港湾における「事前協議」義務に関する問題の解決を図る

上記の海運港湾サービス問題は現在、連邦海事委員会（FMC）を通じて調査中で、同委員会は、1995年9月12日、商船法の第19条と外国海運事業法の第1002条の下で、情報請求命令を発し、また、1996年11月6日、米国の港に入港する日本船籍の船に対する課徴金を課すための手続きに入った。

N. その他

米国政府は日本政府に対して、情勢の変化に応じて、規制緩和推進計画に新たな対象分野を追加することを要望する。

IV. 行政に関する法律、規制及び慣行の改革

行政に関する法律、規制及び慣行の改革は、分野別規制緩和を補完するために必要な要素である。効果的な行政改革計画は、公共政策過程の透明性と客観性を向上させ、その過程における一般の参加機会を拡大させる。日本政府は、行政改革の具体的な計画を作成するために行政改革会議（仮称）を設置すると最近の橋本首相の誓約に従い、行政に関する法律、規制及び慣行について以下の改革に着手すべきである。

A. 情報公開

法律、規制及び行政手続の透明性を高めることは、日本市場に参入しようとする外国企業に公正・平等な機会を提供する上で重要な役割を果たすものである。透明性の向上はまた、貿易・投資を巡る紛争の減少・回避に重要な役割を果たし、より確実性の高い予測可能な事業環境の整備・維持に寄与することができる。

1. 情報公開法

日本政府は、政府機関の所有または管理下にある記録その他の情報へのアクセス権を一般市民に与える情報公開法を制定する。このアクセス権は、裁判所により執行可能であり、限られた特定の適用除外例があるが、それらも裁判所による審査が可能である。この法律は、草案作成後、国会に提出され、1997年度末までに発効する。情報公開法は、その効果を保証するため、以下の条件を満たすものとする。

- a. 準政府機関も含め、あらゆる政府関連機関に適用される。
- b. 公開義務の適用が除外される情報を厳密に定義し、政府機関が情報公開を差し控える裁量権を厳しく制限する。
- c. 情報公開を差し控える政府機関が、情報公開を請求する当事者に、情報を公開しない理由を記した書面を提供するよう義務付ける。
- d. 情報公開法に基づき情報を請求する当事者が、情報公開の拒否に対して異議申立をするために、裁判への十分かつ効果的なアクセスを与えられることを保証する。

2. 政府情報への平等なアクセス

日本政府は、政府情報及び規制手続に関して、国内の企業及び事業者団体が有するのと法律上及び實際上平等のアクセスを、外国企業（それが事業者団体の構成員であるか否かにかかわらず）に保証する。

3. 十分な透明性

日本政府は、すべての法律 (laws)、及びすべての政令 (cabinet orders)、施行令 (enforcement ordinances)、省令 (ministerial ordinances)、規則 (rules)、通達 (circulars)、訓令 (directives)、告示 (announcements)、通知 (notifications)、命令 (general regulations)、行政指導 (administrative guidance)、及びその他の形式の規制が、速やかに、透明かつアクセスが容易な方法で一般に公表されることを保証する。

B. 規則制定手続その他の行政手続

日本政府は、規制手続を、官僚、元官僚、及びその他の特別な関係者のみが参加を認められる「ブラックボックス」の外へ出し、なかんずく一般市民が規制の作成に参加できるような規則制定手続を定める。規則制定手続の確立は、提案された新しい規制の範囲と目的を一般市民が吟味する機会を提供することによって、日本における規制緩和への総合的な取組みに貢献する。こうした手続は、提案された規制が規制緩和の総合的な目標に沿わない場合に、政府機関が提案を修正、あるいは場合によっては撤回することを奨励する効果を持つ。

1. 規則制定手続

日本政府は、1997年度末までに規則制定手続を定める。この規則制定手続では、各省庁及びその他の政府機関が、政令、施行令、省令、規則、通達、訓令、告示、通知、命令、行政指導（事業者団体及び複数の者に対する行政指導も含む）、及びその他の形式の規制の策定または発効前に、以下の事項を実施することを義務付ける。

- a. 官報またはその他の一般に入手できる出版物に、提案された規制を公表する
- b. 提案された規制について一般にコメントする機会を提供する
- c. 最終決定に際して一般のコメントを考慮に入れる

2. 行政手続法 (APL)

日本政府は、行政手続法の実施状況につき、毎年、以下の事項を含む見直しを行い、報告書を公表する。

- a. 行政手続法上の義務に関する政府機関及び公務員の意識と理解、及びその十分かつ効果的な実施の程度
- b. 同法上の権利及び利用可能な手続に関する民間の機関及び個人（事業者団体、職能団体を含む）の意識と理解、及び同法上の規定の利用の程度

- c. 政府機関が、行政指導を受けた者からの要求によってではなく、自主的に書面による行政指導を実施した例
- d. 民間の機関及び個人が、口頭による行政指導の書面化を要求した回数。また、政府機関がかかる要求に応じたか否か。応じなかった場合は、政府機関が行政指導の書面化を拒否する理由として挙げた内容
- e. 加えて、行政手続法の適用範囲を、行政指導を出すすべての機関（特殊法人その他の政府関連機関も含む）に拡大する

3. 行政指導

行政手続法36条に基づく複数の者を対象とする行政指導の透明性をさらに高めるため、日本政府は以下の措置をとる。

- a. 指導事項に関する情報を広く公開し、民間の機関及び個人が要請すれば行政指導の写しを速やかに入手できる手続を定める
- b. 事業者団体に対し、その構成員が遵守することを意図して出される行政指導は、行政手続法36条の適用対象であり、書面化と一般への公表が義務付けられていることを明確にする

4. 文書業務及びその他の行政負担の軽減

- a. 国税庁の記録保管義務は他の官庁と同様とし、またその7年間の保管期間中、納税者が各自の税務記録をマイクロフィルムに保管できるようにする
- b. 日本政府は、1999年度までに、ライセンス、許可、及びその他の認可期間を延長し、手続のコンピュータ化を進めることによって、文書業務及びその他の行政負担を大きく軽減する

C. 審議会及び研究会

政府機関に助言・提言する公式・非公式の諮問委員会及び研究会（審議会、研究会、懇談会及び勉強会等）の透明性、客観性、及び官僚制度からの独立性をさらに効果的に高めるために、日本政府は1997年度末までに以下の内容の閣議決定をする。

1. メンバー構成

過去または現職の公務員が審議会の議長となることを禁じるとともに、審議会委員のうちかつて公務員であった者の人数を実質的に削減する。

2. 外国及び非政府組織（NGO）の参加

外国の非政府関係者及び外国企業が審議会の委員またはオブザーバーとして参加することを認める。

3. 政府からの独立性

審議会の討議及び提言作成について、公務員及び政府機関からの独立性を確保できるような手続き規定を設ける。

4. 一般公開

すべての審議会につき、開催予定を余裕をもって事前に公表し、厳密に定義された極めて例外的なケースを除きすべての会議を一般に公開し、会議の議事録及び報告書を容易に閲覧できるようにする。

5. その他の諮問委員会

1～4項に述べた、審議会に関する規律を、審議会の下部委員会のほか、研究会、懇談会、勉強会にも義務付ける。

6. 政府全体への適用

1～4項に述べた、審議会に関する規律を、各省庁及びその関連機関に義務付ける。

7. 実施状況に関する年次報告書

閣議決定発効の1年後から、その要求事項の各省庁及びその他の機関による実施状況に関する年次報告書の作成・公表を義務付ける。

D. 政府と民間の関係

日本の政府と産業の密接な関係は、国内企業に行政手続へのよりよいアクセスをもたらすため、日本市場に参入しようとする外国企業にとっては不利な要因となることが多い。また、両者の関係は規制緩和を抑制する役割を果たしている。

1. 事業者団体

- a. 政府は事業者団体に対し製品証明や通関許可のような政府権限を公式・非公式に委託することを控える
- b. 事業者団体が許可や承認の付与、基準の設定、証明書の発行、またはこれらに類似した公的／準公的な活動に関与する必要が明らかな場合には、その活動が開放的、透明、非差別的に行われ、団体の内部運営への外国企業の参加に対する差別がなく、

非構成事業者を含む企業の事業活動を制約することがないよう、関係政府機関は事業者団体を監督する

- c. 事業者団体が採用または使用する規制、指針、その他の手続で、日本における事業活動に影響し得るものについては、政府は、外国の業界を含む非構成事業者の意見を反映させるようにする
- d. 政府機関が事業者団体に情報を提供する際には、外国企業を含む非構成事業者にもその情報が容易に入手できるようにする

2. 天下り及びその他の官民関係

退職した公務員が民間部門や特殊法人等の政府関連機関で、公務在職中の規制に関する職責と直接関係のあるポストに選任されたり、あるいは就任を許可される天下りに関して、政府は一般に公表される情報を増やす措置をとる。

E. 行政処分の見直し

政府／準政府機関による行政処分の見直し・是正のための現行制度を、その利用可能性、処理速度、有効性の見地から強化するとともに、私人と政府／準政府機関との間の紛争に対処するべく新たな制度の導入を検討する観点から、以下の措置をとる。

1. 行政不服申立についての研究

外国企業を含む委員会または作業部会を設置し、政府／準政府機関に対する民間部門の機関・個人による不服申立を解決する現行制度の利用可能性及び有効性を検討し、報告書を作成する。報告書には、「行政不服審査法」(Law No. 160 of 1962)と「行政事件訴訟法」(Law No. 139 of 1962)の運用と有効性についても記述する。

2. 裁判外紛争処理 (ADR)

私人と政府／準政府機関との間の紛争の解決に利用し得る、以下の内容の裁判外紛争処理制度を確立する。

- a. 行政認可、行政指導、またはその他の行政処分に関する政府／準政府機関の決定により影響を受ける私人と政府／準政府機関との間の紛争を解決する場として機能する
- b. 他の利用可能な紛争解決手段を制限するものではなく、むしろそれを補完する任意の手続である
- c. 係争事項に関し調停者、促進者、仲介者、または仲裁者として紛争解決を援助することを明確な機能とする中立の者が関与する

- d. 調停者、促進者、仲介者、または仲裁者として機能する者は、係争事項に関して公的な、財政上の、または個人的な利害相反関係にない。ただし、そのような利害関係が書面によって全当事者に十分に開示され、全当事者がその中立の者の参与に同意した場合を除く
- e. 仲裁者として機能する中立の者が下した決定は、当事者が同意すれば、当事者に対し拘束力及び執行力を有する
- f. 政府／準政府機関内部における裁判外紛争処理制度の利用を促進・奨励するため、当事者と調停者、促進者、仲介者、または仲裁者として機能する中立な者との間の伝達の適切な保護（守秘義務）を保証する
- g. 国際的に認められた適正手続の原則を採用し、利害関係を持つ私人に意見を述べ論拠を提出する公平な機会を与えるような、公表された手続規則に従う

3. OTO

市場開放問題に関する苦情処理推進本部（OTO）は、政府機関に対して、民間の機関及び個人からの不服申立の処理に必要な措置をとるよう義務付ける権限を持たないため、著しく有効性をそがれている。政府はOTOに、不服申立の是非について認定を下す権限、及び問題解決のために特定の措置をとるよう政府機関に命令する権限を与えて、その機能を強化する。

F. 私人間の貿易紛争の解決

私人間の貿易紛争解決のための仲裁その他の裁判外紛争処理制度等のタイムリーで効果的な手続は、貿易・投資の促進に寄与し、政府間レベルで解決されるべき紛争を減少させ得るとの観点から、政府は以下の措置をとる。

1. 政府の役割

外国当事者の絡む紛争解決について、かかる手続の利用を促進・奨励する。

2. 私人間の国際紛争の仲裁

国際商事仲裁協会の規則及び手続の改善を奨励し、外国と国内の私人間の紛争の仲裁制度を強化する。

3. 法制度

国際的な仲裁において発生する課題に対処するために仲裁法を改正するか、または新たな仲裁法を制定することを通じて、日本における国際貿易紛争解決のための仲裁の利用度拡大を促進する。

V. 競争政策

A. 公正取引委員会の審査権限及び執行権限

1. 公取委の職員数の増加

- a. 日本の経済規模に見合う独占禁止政策執行の人員を確保するため、公取委の職員数を1999年度までに少なくとも700人に増員することを確約する
- b. 公取委の1997年度予算と職員数を十分に増やす
- c. 増員の大部分を独占禁止法（AMA）違反の調査を行う部署に配置する

2. 公取委の執行権限

公取委が反競争的事業慣行を見つけ対処する権限を強化し、公取委の使命達成能力を拡大する。これに関し、政府は以下の措置を検討する。

- a. 独禁法7条の2を改正し、独禁法違反行為がなくなった日から3年を経過するまでは、不当に制限された取引及び私的独占に対して排除措置をとることを認める
- b. 独禁法94条の2を改正し、同法40条、46条に基づく情報要請に対して虚偽の証拠または不完全な証拠を公取委に提出した場合の罰金の上限を500万円に引き上げる
- c. 独禁法92条の2を改正し、同法40条、46条に基づく情報要請に対して故意に虚偽の陳述をした場合、また要請に従うことを避けるため故意に文書を破棄した場合をも適用対象とし、かかる行為をした者は3ヵ月以上10年以下の懲役に処し得るものとする

B. 独占禁止政策の強化

1. 刑事罰執行の強化

独禁法違反行為の刑事訴追において公取委及び検察庁の役割をより強化することによって、企業が高額な罰金及び課徴金を課せられること、また独禁法違反行為に関した企業役員は個人的に責任を問われることを確実にし、独禁法違反行為に対する抑止効果を増大する。

2. 個人に対する公取委の執行の強化

被用者が雇用者のために独禁法違反行為に関与することを抑止する努力を強化する。これに関して以下の措置を検討する。

- a. 事業者団体やその構成企業の役員や被用者が当該団体や企業のために独禁法反行為

に関与または加担した場合には、そのような役員や被用者に対し公取委が勧告を行い適切な命令を発する旨を発表する

- b. 独禁法2条の1や他の適切な条項を改正し、事業の役員、被用者、または代理人がその事業のために独禁法違反行為に関与または加担した場合には、公取委がそのような役員、被用者、または代理人に対し排除措置をとり、その他適切な決定・命令を発する権限を持つことを明らかにする

3. 流通制度・事業慣行の分野における執行の取組み強化

公取委の「流通制度及び事業慣行に関する独禁法ガイドライン」を厳しく執行し、独創的に適用することによって、製品・サービスの流通と、系列グループ構成員間の反競争的慣行の排除への取組みを強化する。

4. 反競争的市場状態・構造に対する公取委の措置の強化

- a. 独占的状态に関する独禁法上の規定（8条の4）を公取委がより積極的に適用することを発表する
- b. 1997年度末までに、日本経済における反競争的市場状態・構造に対処する上で公取委の権限及び／または執行政策の改善が必要か否かにつき、検討・勧告を行うための特別研究会を設置する

C. 事業者団体による反競争的慣行の防止

1. 事業者団体による反競争的活動の防止に向けた政府措置

各省庁は、事業者団体による反競争的活動の防止・排除に向けた公取委の取組みを支援するために必要な措置をとる。特に、独禁法違反のおそれのある事業者団体の活動について公取委に通報するとともに、事業者団体またはその構成事業者が独禁法違反行為への関与を促すような指導等をするを控える。

2. 金融サービス部門における事業者団体の慣行の見直し

金融サービス部門における事業者団体の活動及びそれらの活動を支える大蔵省の政策・慣行の見直しを公取委と大蔵省が実施し、金融サービス部門に関し公取委がまとめた「外国企業の立場から見た事業者団体の活動報告」（1996年）の結論に照らして、同部門の事業者団体が競争を抑制しないようにする。

D. 行政指導に関する公取委と各省庁との事前調整の強化

規制に代わって競争制限的な行政指導が行われることのないようにするとの「規制緩和推進

計画」の確約を実現すべく、内閣官房またはその他の適切な機関を通じて、行政指導に関する各省庁と公取委との事前調整制度を導入するとともに、そのような事前調整制度の各省庁による遵守状況を評価する手続を定める。

E. 独禁法適用除外及び同様の効果を持つ措置

1. 独禁法適用除外制度の見直し

「独禁法の適用除外等に関する法」に定められた独禁法適用除外のすべてについて、1998年度末までに廃止または実質的に制限する観点から、1997年度末までに見直しを行う。損害保険料率算出団体に関する法律の見直しは早急に行うべきである。

2. 特定の法律に基づく適用除外制度の見直しの早期化

24の法律に含まれる独禁法適用除外37項目について、1998年度までに廃止または制限する法律を直ちに制定し、残る10項目の独禁法適用除外制度については、廃止または制限する適用除外制度のリストを拡大する観点から、さらに見直しを続ける。これに関しては、特に「中小企業団体の組織に関する法律」の廃止または実質的な制限を重視する。

3. 独禁法及び景品表示法の適用除外の見直し

独禁法及び「不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）」に定められた適用除外の中で、絶対に必要なもの以外の適用除外及び同様の措置を廃止する観点から、1997年度末までにすべての見直しを行う。特に以下の項目の廃止を重視する。

- a. 独禁法24条の2に含まれる再販売価格維持に関するすべての適用除外
- b. 景品表示法10条の5

4. 事業改革法の独禁法との整合性確保

- a. 公取委は、「特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法」に基づき他の省庁が承認したすべての事業改革計画を十分に見直し、それらの計画が独禁法に則していることを確認するとともに、それらの計画に基づく活動が独禁法に違反する場合は、同法に従って厳しい執行措置をとる。
- b. 公取委は、見直しを要請されたすべての事業改革計画と独禁法との整合性と、それらの計画が独禁法に違反するとの公取委の届けに対してとられた他省庁の措置とへの公取の助言内容を、事業改革法7条に基づきすべて公表する。

F. 不必要な公取委規制

1. 国際契約の届出義務の廃止

独禁法6条の2に規定されている国際契約の届出義務を1996年度末までに廃止し、当事者の国籍に関係なく、その取引の種類に適用される届出義務があれば、それを適用する。

2. 合併・買収の届出前申請義務の合理化

- a. 当事者の売上または資産、そして(または)取引額に基づき、合併・買収の届出前申請義務が要求される下限額を定め、その額に満たない場合は申請義務を免除する
- b. 下限額に満たない合併・買収でも、特定の分野での競争を実質的に制限する可能性のある場合は、公取委が異議を申し立てる権限を確保する

3. 持株会社の解禁

- a. 外国政府及び外国のビジネス社会の視点を十分に考慮の上、限られた種類の持株会社の設立を認める
- b. 持株会社の解禁は、少なくとも以下の条件を満たすものとする
 - 1) 系列強化や日本経済または特定の分野での一層の経済集中をもたらす可能性のある持株会社の結成を防止する公取委の法的・実質的能力を確保する
 - 2) 資産または売上が下限額を超える持株会社には、設立または株式や資産の追加取得を事前に公取委に通知することを義務付けることで、申し出のあった行為が完了する前に、公取委が中止または改正を命ずることができるようにする

4. 景品等販売促進に対する制限緩和

景品その他の販売促進手段に関する制限を廃止し、代わりに不当表示法によって消費者をごまかし行為から保護することで、企業が最もコスト効率の良い方法で製品を消費者に販売できるようにする。

G. 談合排除のための取組みの強化

1. 入札談合に対する法律上の予防制度の強化

- a. 公的資金に係る調達すべての入札について、通謀がなかったことを記し、入札企業の社長が署名をした誓約書の提出を義務付ける法律を制定する。この誓約書には、
 - 1) 入札に際しては他の入札者との間に入札条件に関するいかなる協議、伝達、協定もなく、独自の入札条件であること、及び

- 2) 各当事者が入札するか否かについて、いかなる入札者・入札候補者との間にも協議、伝達、または協定がなかったことを記す
- b. 刑法を改正し、虚偽の誓約書の提出を犯罪とする

2. 談合に対する行政的制裁の強化

- a. 入札談合を行った企業に対する、すべての公的資金に係る調達における指名停止期間を、最低12カ月に延長する
- b. 指名停止は、談合を行った県にとどまらず全国の調達に適用されるものとする
- c. 公的資金に係る調達において談合を行った企業は、談合により政府が被った損害の分担額を賠償してからでなければ、公的資金に係る調達における指名停止を解除されないものとする

H. 独占禁止法違反者に対する私的予防制度

1. 公取委の課徴金納付命令を根拠とする損害賠償請求訴訟の許可

独禁法26条を改正し、公取委が被告に対して課徴金納付命令を出した場合も、損害を被った当事者が損害賠償訴訟を提起できるようにする。

2. 独禁法違反の損害賠償請求訴訟における差止命令の許可

独禁法を改正し、独禁法違反に基づく民間損害賠償請求訴訟で裁判所が、独禁法違反行為の差止めを命じ得るものとする。

3. 事業者団体の損害賠償責任

独禁法を改正し、公取委が独禁法8条違反と判断した行為に関与した事業者団体及びその構成事業者は、その結果生じた損害について賠償責任を負うものとする。

4. 独禁法違反の損害賠償請求訴訟の提訴手数料の減額

独禁法違反に基づく損害賠償請求訴訟の提訴手数料を株主代表訴訟と同額とする法案を提出する。

5. 独禁法違反行為者に対する損害賠償における被害者の立証責任の軽減

独禁法25条あるいは民法を改正し、独禁法違反の申立に基づく民事損害賠償請求訴訟においては、提訴が独禁法に基づく場合も、民法709条に基づく場合も、独禁法違反行為の被害者が損害賠償額及び独禁法違反行為と損害額との因果関係を立証する責任を軽減する。

* * *

AMERICAN CENTER REFERENCE SERVICE
Sapporo (011)641-0213 Tokyo (03)3436-0901 Nagoya (052)581-8641
Kansai (06)315-5970 Fukuoka(092)733-0246

United States Information Service Tokyo, Japan / 米国人使館広報・文化委員会

